令和８年度　相談支援従事者研修
〔 サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け研修 〕
募集要領

１　研修の目的

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所、および、児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援事業所（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）として業務に従事する者（予定者を含む。）が、サービスの質の確保に必要な知識を学ぶことにより、サービス管理責任者等の養成を図る。

２　実施主体（北海道による指定法人）

特定非営利活動法人 北海道地域ケアマネジメントネットワーク（北海道ＣＭネット）

３　受講対象者

北海道内の指定障害福祉サービス事業又は指定障害児通所・入所支援事業所（開設予定含む）にて「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」として従事しようとする者であって、実務経験を満たす者または実務経験を満たすまでの期間が２年以内の者

※「サービス管理責任者」となる要件を満たすためには、「サービス管理責任者基礎研修」と本研修を受講し、２年間の OJT 期間を経て、「サービス管理責任者実践研修」の受講が必要。

※「児童発達支援管理責任者」となる要件を満たすためには、「児童発達支援管理責任者基礎研修」と本研修を受講し、２年間の OJT 期間を経て、「児童発達支援管理責任者実践研修」の受講が必要。

北海道内の事業所に従事する者、又は北海道在住者を対象とし、申込者が定員に満たず追加募集する場合に限り、道外からの受講者も対象とします。

４　受講料　　１０，０００円（税込）

５　研修日程・申込受付期間・定員

	申込受付期間 ［受講可否通知日］	視聴期間	実施方法	定員
第１回	４月２０日（月）～ ５月　８日（金）必着 ［５月１９日頃受講可否通知を発送］	**令和８年　６月　９日（火）～ ６月２６日（金）** ※6/13・14 システムメンテナンスのため 視聴できません	オンライン講義 （ｅラーニング） 視聴期間内に 12 時間程度の講義を視聴する	60 名
第２回	５月１９日（火）～ ６月　２日（火）必着 ［６月１１日頃受講可否通知を発送］	**令和８年　７月　７日（火）～ ７月２２日（水）**		50 名
第３回	７月２１日（火）～ ８月　４日（火）必着 ［８月１３日頃受講可否通知を発送］	**令和８年　９月　７日（月）～ ９月２４日（木）**		40 名
第４回	８月１７日（月）～ ８月３１日（月）必着 ［９月１１日頃受講可否通知を発送］	**令和８年１０月　６日（火）～ １０月２１日（水）**		40 名
第５回	９月１４日（月）～ ９月２８日（月）必着 ［１０月９日頃受講可否通知を発送］	**令和８年１１月　４日（水）～ １１月１９日（木）**		40 名
第６回	１０月１９日（月）～ １１月　２日（月）必着 ［１１月１３日頃受講可否通知を発送］	**令和８年１２月　７日（月）～ １２月２４日（木）** ※12/12・13 システムメンテナンスのため 視聴できません		40 名
第７回	１１月２０日（金）～ １２月　４日（金）必着 ［１２月１５日頃受講可否通知を発送］	**令和９年　１月１２日（火）～ １月２７日（水）**		40 名

第８回	１２月　８日（火）～ １２月２２日（火）必着 ［１月８日頃受講可否通知を発送］	**令和９年　２月　３日（水）～ ２月１８日（木）**		40 名
第９回	１月１２日（火）～ １月２９日（金）必着 ［２月１０日頃受講可否通知を発送］	**令和９年　３月　８日（月）～ ３月２３日（火）**		50 名

受講方法	・インターネット接続されたパソコンを利用して、視聴期間内の自由な時間に講義の動画を視聴します（オンデマンド視聴）。 ・講義動画ごとに理解度テストに回答しながら、視聴を進めます。
視聴環境	・動画再生と音声出力ができるパソコン端末 ・インターネット回線（有線 LAN 推奨） ・パソコンで使用するメールアドレス（受講者１人につき１アドレス） ※１台のパソコン端末による２名以上の同時視聴は不可。 （別ＩＤ、別時間帯でパソコン端末を共有することは可能）

６　研修プログラム　（研修時間・内容については変更となる場合があります。）

	時間	研修科目
前期日程 オンライン講義 （e ラーニング） 12 時間程度	７０分	講義１　相談支援（障がい児者支援）の目的
	８０分	講義２　相談支援（障がい児者支援）の基本理念
	７５分	講義３　相談支援（障がい児者支援）の基本的視点②
	６５分	講義４　相談に必要な技術
	１３５分	講義５　相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス
	１００分	講義６　相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点
	８５分	講義７　障害者総合支援法及び児童福祉法の理念･現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解
	１００分	講義８　障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本

※本研修プログラムについてのシラバスは、当法人のホームページに掲載します。

７　必読≪同等の研修を受講済みであり、本研修を受講する必要がない場合について≫

以下の研修を受講済みの場合は、同等の研修であるため本研修を受講する必要がありません。

①平成１８年度障害者ケアマネジメント従事者研修〔新規研修〕
②平成１８年度障害者ケアマネジメント従事者研修〔現任者研修〕（北海道の措置として同等の研修とみなし、本研修を受講する必要がありません。）
③平成１９年度以降の相談支援従事者研修〔基礎研修〕または〔初任者研修〕
④平成１９年度以降の相談支援従事者研修〔サービス管理責任者向け〕、および、平成２４年度以降の相談支援従事者研修〔サービス管理責任者／児童発達支援管理責任者向け〕
⑤平成１７年度までに国または都道府県等の実施する障害者ケアマネジメント研修（札幌市、帯広ケア・センター主催含む）を受講し、平成１８年度の障害者ケアマネジメント研修〔補完研修〕または平成１９年度相談支援従事者研修〔補完研修〕（いずれも１日間）を受講している場合

８　問い合わせ先

（研修に関する問い合わせ・申込に関する問い合わせ）

特定非営利活動法人　北海道地域ケアマネジメントネットワーク（北海道ＣＭネット）
〒０６４－０８０８　札幌市中央区南８条西２丁目　市民活動プラザ星園３０５号
電話：011－521－8551

（サービス管理責任者の実務経験要件の確認、障害福祉サービス事業所の指定に関する問い合わせ）

・札幌市、函館市、旭川市内の事業所は、当該市町村にお問い合わせください
・上記以外の市町村の事業所は、各総合振興局（振興局）にお問い合わせください

（児童発達支援管理責任者の実務経験要件の確認、障害児通所支援事業所等の指定に関する問い合わせ）

・札幌市、函館市、旭川市内の事業所は、当該市町村にお問い合わせください
・上記以外の市町村の事業所は、各総合振興局（振興局）にお問い合わせください

※各総合振興局（振興局）の連絡先一覧

指定都市・中核市 総合振興局（振興局）	担当部署	電話番号
札幌市 （政令指定都市）	保健福祉局　障がい保健福祉部 障がい福祉課　指定指導担当係	011-211-2938
旭川市（中核市）	福祉保険部　指導監査課　障害担当	0166-25-9849
函館市（中核市）	保健福祉部　指導監査課　障害等担当	0138-21-3925
空知総合振興局	保健環境部　社会福祉課　事業指導係	0126-20-0109
石狩振興局	保健環境部　社会福祉課　事業指導係	011-204-5864
後志総合振興局	保健環境部　社会福祉課　事業指導係	0136-23-1936
胆振総合振興局	保健環境部　社会福祉課　事業指導係	0143-24-9841
日高振興局	保健環境部　社会福祉課　事業指導係	0146-22-2559
渡島総合振興局	保健環境部　社会福祉課　事業指導係	0138-47-9536
檜山振興局	保健環境部　社会福祉課　事業指導係	0139-52-6650
上川総合振興局	保健環境部　社会福祉課　事業指導係	0166-46-4982
留萌振興局	保健環境部　社会福祉課　事業指導係	0164-42-8319
宗谷総合振興局	保健環境部　社会福祉課　事業指導係	0162-33-2985
オホーツク総合振興局	保健環境部　社会福祉課　事業指導係	0152-41-0690
十勝総合振興局	保健環境部　社会福祉課　事業指導係	0155-27-8518
釧路総合振興局	保健環境部　社会福祉課　事業指導係	0154-43-9254
根室振興局	保健環境部　社会福祉課　事業指導係	0153-23-6915

９　申込から受講までの手続き

①インターネット申込

申込受付期間内に、当法人ホームページに掲載する研修申込ページにアクセスし、申込フォームに必要事項を入力して送信します。**（別紙５　申込フォーム記載内容と注意事項参照）**

ホームページアドレス：http://www3.rainbow.ne.jp/~hcm-net/

・事業所による申込みとし、法人（開設予定の場合はその代表者）からの推薦がある者に限る。
・電話、ＦＡＸでの申込不可。携帯電話、スマートフォンからのインターネット申込不可。
・複数の研修申込を受付中のため、必ず入力画面の上部にある研修名を確認すること。
・必須項目に不備がある場合には、申込内容の送信が完了しません。送信完了した場合は、入力したメールアドレス宛に申込内容の控えが届きます。また、記載事項に不備や記載内容に矛盾がある場合は申込を受付けません。

②受講者の選考と可否の通知

・受講者の選考は、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課と協議の上、申込者のサービス管理責任者等としての配置予定時期等を考慮して行い、当法人より受講可否を通知します。
・申込受付期間内に申込みのあった全ての方へ受講可否を通知しますので、通知予定日まで電話等による受講可否の問い合わせはご遠慮願います。なお通知予定日を５日以上過ぎても受講可否の通知文が届かない場合は、ご連絡をお願いします。
・申込内容に虚偽があると認められた場合は、受講決定後であっても受講決定を取り消すことがあります。

③受講料の納入　受講料　　１０，０００円（税込）

・所定銀行口座への振込。
納入期間は決定通知からおおむね１週間程度とします。（振込手数料は受講者負担。振込明細書をもって領収書の発行に代えます。）

やむを得ない理由により納入期間を過ぎる場合は、事務局までご連絡ください。

・研修開始日の１０日前（当該日が土日祝日にあたる場合はその前日）までにキャンセルの申し出があった場合には受講料は全額返還（振込手数料は受講者負担）。それ以降のキャンセルについては、やむを得ない事情と認められた場合に１割のキャンセル料及び振込手数料を除いた額を返還。なお、研修開始日以降のキャンセルまたは欠席については返還しません。

④視聴環境の準備

・視聴環境として、動画再生と音声出力ができるパソコン端末、インターネット回線（有線 LAN 推奨）、パソコンで使用するメールアドレスが必要です。

・受講場所は原則として所属事業所内としますが、インターネット環境等の都合により困難な場合は、それ以外の場所（自宅等）でも可能とします。

⑤講義（ｅラーニング）の受講

・受講料納入が確認されると、「ｅラーニングのお知らせ」が申込時に入力したメールアドレス宛に送信されます。

・受講料納入が遅れた場合、視聴期間が短くなりますので、ご注意ください。

・資料はｅラーニングからダウンロードしていただきます。

・視聴期間内に全ての講義動画を視聴し、動画ごとに理解度テストに回答してください。

・指定された URL から研修アンケートページに進み、回答を送信してください。

⑥修了の認定

（１）出欠の確認方法：規定の視聴時間を満たし、コースが「進捗率 100%」となること

（２）修了の認定方法： 視聴期間内に全ての講義動画を視聴し、動画ごとに理解度テストに回答した上で、研修アンケートに回答することを条件とします。

視聴期間内に視聴できなかった場合の補講はありません。講義動画の再生速度を変更（倍速視聴）した場合は修了を認定できません。

（３）受講決定の取消等：本研修において点数による評価は行いませんが、受講申込者及び受講決定者に、以下のような行為を確認した場合については、北海道と協議の上、受講決定の取消、又は研修修了証書を発行しない場合があります。

・不適任行為（障がい者への虐待等）

・研修とは無関係に携帯電話、スマートフォン、タブレット、PC 等を使用する、他の受講者への迷惑行為や受講の実態が認められない行為が見受けられ、注意しても改善が認められない場合

・受講者側の接続の問題、機材の不具合によって受講できない場合

・故意によりｅラーニングシステムに不具合を生じさせること

・講義動画の撮影、録音、録画、二次使用が確認された場合

⑦修了証書の発行

・⑥による修了が認定された受講者に修了証書を発行し、視聴期間最終日から概ね１０日後に所属事業所宛に郵送します。

別紙１　相談支援従事者研修（サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け研修）　講師一覧

講義名	講師氏名	所　属	専門分野	略歴・業績
講義１ 講義８	日置　真世	NPO 法人北海道地域ケアマネジメントネットワーク	相談支援 地域づくり 障害者福祉	平成 12 年 12 月～現在 　特定非営利活動法人地域生活支援ネットワークサロン理事 　（平成 30 年度～現在　代表理事） 平成 20 年 5 月～平成 23 年 3 月 　北海道大学大学院教育学研究院付属子ども発達臨床研究センター助手 平成 20 年 6 月～平成 29 年 3 月　札幌市スクールソーシャルワーカー 平成 23 年 4 月～平成 28 年 3 月　フリーソーシャルワーカー 平成 28 年 4 月～現在　現職 平成 22 年 7 月～令和 6 年 3 月 　北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部 本部員 平成 25 年 6 月～令和 6 年 3 月 　北海道自立支援協議会　人材育成部会　部会員 　（平成 28 年～令和 2 年 3 月　部会長） ※前年度以前の本研修講師実績あり
講義２	田中　耕一郎	北星学園大学	障害者福祉 障害学	平成 15 年 4 月～現在 　北星学園大学　教授（現在） 平成 25 年 4 月～令和 6 年 3 月　北海道自立支援協議会　人材育成部会部会員 ※前年度以前の本研修講師実績あり
講義３	大久保　薫	札幌学院大学 社会福祉法人あむ	障害者支援 相談支援	平成 13 年 10 月～平成 21 年 3 月 　社会福祉法人札幌この実会　中央区サポートセンター相談室ぽぽ 平成 21 年 4 月～平成 25 年 6 月 　社会福祉法人あむ　相談室ぽぽ 平成 25 年 7 月～平成 29 年 3 月 　同さっぽろ地域づくりﾈｯﾄﾜｰｸ　ワン・オール（基幹相談支援センター） 平成 29 年 4 月～令和 4 年 3 月　同　相談室にっと 令和 2 年 4 月～現在　札幌学院大学 特別任用教授 令和 4 年 4 月～現在　社会福祉法人あむ 理事 平成 27 年 4 月～現在　北海道自立支援協議会　構成員 　（平成 27 年 4 月～令和 6 年 3 月　人材育成部会　部会員） 平成 28 年 4 月～現在 　北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部 本部員 令和 3 年 4 月～現在　NPO 法人野中ケアマネジメント研究会　代表 令和 5 年 6 月～現在　NPO 法人北海道地域ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄﾈｯﾄﾜｰｸ　代表理事 ※前年度以前の本研修講師実績あり

講義４	大友　愛美	NPO 法人ノーマライゼーションサポートセンターこころりんく東川	障害者支援 相談支援	平成 5 年 4 月～平成 9 年 3 月 社会福祉法人剣渕北斗会 平成 9 年 4 月～　サポートセンターぴっころ 平成 22 年 10 月～現職 令和 1 年 4 月～現在　名寄市立大学　社会保育学科非常勤講師 平成 11 年 4 月～現在　旭川福祉専門学校　介護福祉科　非常勤講師 （令和 6 年 4 月～現在　同校　こども学科　非常勤講師） 令和 1 年 4 月～現在　剣淵町スクールソーシャルワーカー 平成 26 年 4 月～現在　北海道大学歯学部　非常勤講師 平成 27 年 6 月～現在　NPO 法人北海道地域ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄﾈｯﾄﾜｰｸ　理事 ※前年度以前の本研修講師実績あり
講義５	金子　一也	NPO 法人　縁 相談支援事業所　結	障害者支援 相談支援	平成 9 年 4 月～平成 24 年 3 月 社会福祉法人　音別憩いの郷入職。知的障害者更生施設　支援員、障害者支援施設　サービス管理責任者等に従事。 平成 24 年 4 月～令和 5 年 3 月 同　釧路市障がい者基幹相談支援センター　所長・相談支援専門員 令和 5 年 4 月～現在 NPO 法人 縁　相談支援事業所 結　副所長・主任相談支援専門員
講義６	佐々木　浩治	NPO 法人障がい児・者地域サポートふれあい	障害児支援	昭和 58 年 4 月～平成 2 年 12 月　札幌北幼稚園〔障害児クラス担当〕 平成 3 年 1 月～令和 3 年 3 月　足寄町役場（心身障害児通園施設あゆみ園、福祉課等） 令和 4 年 6 月～現在 特定非営利活動法人障がい児・者地域サポートふれあい　理事長 令和 3 年 4 月～現在　足寄町役場　発達支援アドバイザー 令和 3 年 4 月～現在　足寄町教育支援委員会委員 ※前年度以前の本研修講師実績あり
講義７	浜尾　勇貴	社会福祉法人北海道社会福祉事業団 根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」	障害者支援 相談支援	平成 12 年 4 月～平成 17 年 7 月 北海道立白糠学園（現 社会福祉法人北海道社会福祉事業団　白糠学園） 平成 17 年 7 月～現在 社会福祉法人北海道社会福祉事業団　根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」　地域づくりコーディネーター ※前年度以前の本研修講師実績あり

別紙２（サービス管理責任者　実務経験要件）

サービス管理責任者の要件となる実務経験について、申込書中①～④の定義は次のとおり
「① 相談支援業務に従事」
→下記Ⅰの期間の通算で、要件は５年以上
「② 直接支援業務（有資格）に従事」
→下記Ⅱの期間の通算で、要件は５年以上
（①と②は合算可能。要件は５年以上）
「③ 直接支援業務（資格なし）に従事」
→下記Ⅲの期間が通算で、要件は８年以上
「④ 国家資格等３年経験者であり相談業務、直接支援業務に従事」
→下記Ⅳの業務経験が３年以上あり、ⅠからⅢまでの期間が通算で、要件は３年以上
（以下「実務経験者」という）

Ⅰ

次の①から⑥までに掲げる者が、
身体上若しくは精神上の障害があること
又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の
日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

① ・一般相談支援事業、特定相談支援事業、児童福祉法第６条の２の２第６項に規定する障害児相談支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第７７条第１項及び第７８条第１項に規定する地域生活支援事業
・改正前の児童福祉法第６条の２の２第１項に規定する障害児相談支援事業
・改正前の身体障害者福祉法第４条の２第１項に規定する身体障害者相談支援事業
・改正前の知的障害者福祉法第４条に規定する知的障害者相談支援事業
・介護保険法第８条第２４項に規定する居宅介護支援事業、同法第８条の２第１６項に規定する介護予防支援事業
・その他これらに準ずる事業
の従事者

② ・児童福祉法第１２条第１項に規定する児童相談所
・身体障害者福祉法第１１条第２項に規定する身体障害者更生相談所
・改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５０条の２第１項に規定する精神障害者社会復帰施設
・知的障害者福祉法第１２条第２項に規定する知的障害者更生相談所
・社会福祉法第１４条第１項に規定する福祉に関する事務所
・発達障害者支援法第１４条第１項に規定する発達障害者支援センター
・その他これらに準ずる施設
の従業者又はこれに準ずる者

③ ・障害者支援施設
・児童福祉法第７条第１項に規定する障害児入所施設
・老人福祉法第５条の３に規定する老人福祉施設
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第６条第１項に規定する精神保健福祉センター
・生活保護法第３８条第２項に規定する救護施設及び同条第３項に規定する更生施設
・介護保険法第８条第２８項に規定する介護老人保健施設及び同条第２９項に規定する介護医療院、同法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センター
・その他これらに準ずる施設
の従業者又はこれに準ずる者

④ ・障害者の雇用の促進等に関する法律第１９条第１項に規定する障害者職業センター
・同法第２７条第２項に規定する障害者就業・生活支援センター
・その他これらに準ずる施設
の従業者又はこれに準ずる者

⑤ ・特別支援学校
・その他これらに準ずる機関
の従業者又はこれに準ずる者

⑥ ・健康保険法第６３条第３項に規定する病院若しくは診療所
の従業者又はこれに準ずる者

（社会福祉法第１９条第１項（社会福祉主事）各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関

する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、Ⅳに掲げる資格を有する者並びに①から⑤までに掲げる従事者及び従業者としての期間が１年以上の者に限る）

Ⅱ

次の①から⑤までに掲げる者であって、

・社会福祉法第１９条第１項（社会福祉主事）各号のいずれかに該当するもの、
・相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、
・児童福祉法第１８条の４に規定する保育士、
・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第４３条第１項（児童指導員）各号のいずれかに該当するもの、
・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第１７条第２項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）

が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下**「直接支援の業務」**という。）に従事した期間

① 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
② 障害福祉サービス事業、児童福祉法第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第５条の２第２項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
③ 健康保険法第６３条第３項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第８９条第１項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
④ 障害者の雇用の促進等に関する法律第４４条第１項に規定する子会社（特例子会社）、同法第４９条第１項第６号に規定する助成金の支給を受けた事業所（助成金受給事業所）その他これらに準ずる施設の従業者
⑤ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

Ⅲ

Ⅱの①から⑤までに掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間**

Ⅳ

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士
社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士又は**公認心理師**が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

注）ここで、１年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が１年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が１年あたり１８０日以上であることをいうものとする。
例えば、５年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が５年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が９００日以上であることをいう。

別紙３（児童発達支援管理責任者　実務経験要件）

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について、申込書中⑤～⑧の定義は次のとおり

「⑤ 相談支援業務に従事」
→下記Ⅰの期間の通算で、５年以上かつ
当該期間からⅢの期間を除いた期間が、３年以上

「⑥ 直接支援業務（有資格）に従事」
→下記Ⅱの期間の通算で、５年以上かつ
当該期間からⅢの期間を除いた期間が、３年以上

⑤と⑥は合算可能
ⅠとⅡの期間通算で５年以上
かつⅢを除いた期間３年以上

「⑦ 直接支援業務（資格なし）に従事」
→下記Ⅳの期間が通算で、８年以上かつ当該期間からⅤの期間を通算した期間を除いた期間が３年以上

「⑧ 国家資格等５年経験者であり相談業務、直接支援業務に従事」
→下記Ⅵの業務経験が５年以上あり、Ⅰ・Ⅱ・Ⅳの期間を通算した期間が通算で、３年以上かつ当該機関からⅢ及びⅤの期間を通算した期間を除いた期間が３年以上

（以下「実務経験者」という）

Ⅰ

次の①から⑥までに掲げる者が、
身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者、又は児童福祉法第４条第１項に規定する児童（以下「児童」という。）の
日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下**「相談支援の業務」**という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

① ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１８項に規定する**一般相談支援事業**、同項に規定する**特定相談支援事業**、児童福祉法第６条の２の２第６項に規定する**障害児相談支援事業**並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第７７条第１項及び第７８条第１項に規定する**地域生活支援事業**
・改正前の児童福祉法第６条の２の２第１項に規定する**障害児相談支援事業**
・改正前の身体障害者福祉法第４条の２第１項に規定する**身体障害者相談支援事業**
・改正前の知的障害者福祉法第４条に規定する**知的障害者相談支援事業**
・介護保険法第８条第２４項に規定する**居宅介護支援事業**、同法第８条の２第１６項に規定する**介護予防支援事業**
・その他これらに準ずる事業
の従事者

② ・**児童相談所**
・児童福祉法第４４条の２第１項に規定する**児童家庭支援センター**、同法第４４条の３第１項に規定する**里親支援センター**
・身体障害者福祉法第１１条第２項に規定する**身体障害者更生相談所**
・改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５０条の２第１項に規定する**精神障害者社会復帰施設**
・知的障害者福祉法第１２条第２項に規定する**知的障害者更生相談所**
・社会福祉法第１４条第１項に規定する**福祉に関する事務所**
・発達障害者支援法第１４条第１項に規定する**発達障害者支援センター**
・その他これらに準ずる施設
の従業者又はこれに準ずる者

③ ・**障害児入所施設**
・児童福祉法第３７条に規定する**乳児院**
・児童福祉法第４１条に規定する**児童養護施設**
・児童福祉法第４３条の２に規定する**児童心理治療施設**
・児童福祉法第４４条に規定する**児童自立支援施設**
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１１項に規定する**障害者支援施設**
・老人福祉法第５条の３に規定する**老人福祉施設**
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第６条第１項に規定する**精神保健福祉センター**
・生活保護法第３８条第２項に規定する**救護施設**及び同条第３項に規定する**更生施設**
・介護保険法第８条第２８項に規定する**介護老人保健施設**及び同条第２９項に規定する**介護医療院**、同法第１１５条の４６第１項に規定する**地域包括支援センター**

・その他これらに準ずる施設
の従業者又はこれに準ずる者

④ ・障害者の雇用の促進等に関する法律第１９条第１項に規定する**障害者職業センター**
・同法第２７条第２項に規定する**障害者就業・生活支援センター**
・その他これらに準ずる施設
の従業者又はこれに準ずる者

⑤ ・学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く）
・その他これらに準ずる機関
の従業者又はこれに準ずる者

⑥ ・健康保険法第６３条第３項に規定する病院若しくは診療所
の従業者又はこれに準ずる者

（社会福祉法第１９条第１項（社会福祉主事）各号のいずれかに該当する者、
相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、Ⅵに掲げる資格を有する者並びに①から⑤までに掲げる従事者及び従業者としての期間が１年以上の者に限る）

Ⅱ

次の①から⑤までに掲げる者であって、
・社会福祉法第１９条第１項（社会福祉主事）各号のいずれかに該当するもの、
・相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、
・児童福祉法第１８条の４に規定する保育士、
・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第４３条第１項（児童指導員）各号のいずれかに該当するもの
・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第１７条第２項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)
が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下**「直接支援の業務」**という。)に従事した期間

① 障害児入所施設、児童福祉法第３６条に規定する助産施設、乳児院、同法第３８条に規定する母子生活支援施設、同法第３９条第１条に規定する保育所、同法第３９条の２第１項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第４０条に規定する児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

② 障害児通所支援事業、同法第６条の３第１項に規定する児童自立生活援助事業、同条第２項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第３項に規定する子育て短期支援事業、同条第４項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第５項に規定する養育支援訪問事業、同条第６項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第７項に規定する一時預かり事業、同条第８項に規定する小規模住居型児童養育事業、同条第９項に規定する家庭的保育事業、同条第１０項に規定する小規模保育事業、同条第１１項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第１２項に規定する事業所内保育事業、同条第１３項に規定する病児保育事業並びに同条第１４項に規定する子育て援助活動支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業、老人福祉法第５条の２第２項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

③ 健康保険法第６３条第３項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第８９条第１項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

④ 障害者の雇用の促進等に関する法律第４４条第１項に規定する子会社（特例子会社）、同法第４９条第１項第６号に規定する助成金の支給を受けた事業所（助成金受給事業所）その他これらに準ずる施設の従業者

⑤ 学校その他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

Ⅲ

老人福祉施設、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他

これらに準ずる施設の従業者又は居宅介護支援事業、介護予防支援事業その他これに準ずる事業の従事者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、**社会福祉主事任用資格者等であるものが、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間**

Ⅳ

Ⅱの①から⑤までに掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間**

Ⅴ

老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間**

Ⅵ

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士又は**公認心理師**が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

注）ここで、１年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が１年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が１年あたり１８０日以上であることをいうものとする。

例えば、５年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が５年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が９００日以上であることをいう。

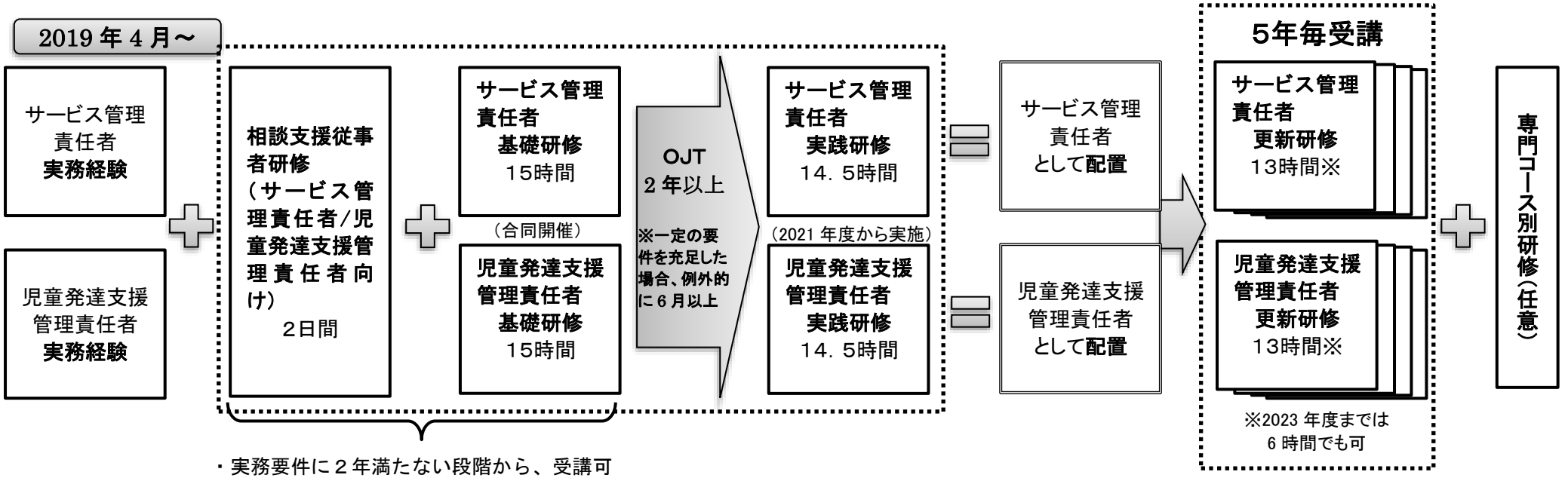
別紙４　サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系の見直し

○　一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。

※ 2019 年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は 2023 年度末までに更新研修の受講が必要。

○　分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。

※ 他分野に従事する際の再受講は必要なし。旧体系研修受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす。



・実務要件に２年満たない段階から、受講可
・どちらを先に受講しても可
・旧体系研修受講者が、2019 年度以降に相談支援従事者研修（サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け）を修了した場合は基礎研修修了者とみなす
・2018 年度までの相談支援従事者研修（サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け）修了者は、2019 年度以降基礎研修修了により基礎研修修了者となる

(注)一定の実務経験の要件
・実践研修：基礎研修修了後、過去５年間に２年以上（一定の要件を充足した場合、例外的に６月以上）の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
・更新研修：①過去５年間に２年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

（平成 31 年 3 月 7 日開催　厚生労働省　障害保健福祉関係主管課長会議資料をもとに作成）

別紙５　　相談支援従事者研修（サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け研修）
申込フォーム記載内容と注意事項

★は必須事項です。入力、記載がない場合には申し込みができません。

（１）受講者情報

★氏名（ふりがな）　現職名　★生年月日　性別　★メールアドレス

≪メールアドレスに関する注意事項≫
本研修で使用するｅラーニングシステム≪etudes≫では、受講者１人につき１つのメールアドレスが必要です。アドレスが重複した場合、受講者登録ができません。研修期間が重なっている場合は、CM ネットが行う別研修の受講者と重複する場合も同様です。Google や Yahoo 等のフリーメールで構いませんので、**必ず１人１つのメールアドレスをご準備ください**。このアドレスはｅラーニングの案内等にも使用しますので、入力間違いのないようお気を付けください。

（２）所属情報

法人名、事業所名、郵便番号、★住所、電話番号、FAX 番号
受講申し込み者の現在の所属についてお書きください。

（３）修了証書送付の宛先　※（２）と異なる場合のみ

郵便番号、住所、宛先、電話番号
※事業所開設予定のため所在地が確定しない等の場合に、郵便物の受理が可能な宛先（受講申込者の自宅住所等）を記載します。

（４）サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置する事業所の状況

★設置状況、法人名、事業所名、事業所番号、住所、サービス種別
（２）の現在の所属と混同されるケースが見られますが、受講を申し込みする人が受講後に配置される予定の事業所の状況について記入します。

（５）実務経験

平成 31 年４月から実務経験の要件が変更となっています（別紙２，３）。平成 29 年４月から児童発達支援管理責任者については老人福祉施設等のみの実務経験では配置できなくなりましたので、ご注意ください。別紙２，３をよく参照の上、該当する実務経験を選択し、従事した年月数を正確に記入してください。児童発達支援管理責任者については実務経験に対して老人福祉施設等を除いた期間をご確認のうえ、記入をお願いします。

※児童発達支援管理責任者の実務経験（特に「うち」以降の記載）の記載漏れが目立っています。⑤⑥⑦⑧に記載した経験年数のうち、老人福祉施設等での経験年数を除いた期間を記載ください。記載のない場合は実務経験が確認できないため、選考の際に優先順位が下がります。

例１）保育士資格があり、保育所（Ⅱ－①）で２年働いたのち、仕事をやめ、７年間のブランクの後、子育て支援センター（子育て短期支援事業所（Ⅱ－②））で週５日のパートで３年働き、放課後等デイサービス（障害児通所支援事業（Ⅱ－②））で正職員として働き始めて１年５カ月が経っている。
→⑥の実務経験に該当　２年＋３年＋１年５カ月＝**６年５カ月**
うちⅢを除く期間は６年５カ月－（除く期間はなし）＝**６年５カ月**

例２）資格は持っておらず、知的障害者の入所施設（障害児入所施設（Ⅳ－Ⅱ－①））で２年半、特別養護老人ホーム（老人福祉施設（Ⅴ））で５年、放課後等デイサービス（障害児通所支援事業所（Ⅳ－Ⅱ－②））で働き３年８カ月が経つ。
→⑦の実務経験に該当　２年６カ月＋５年＋３年８カ月＝**11 年２カ月**
うちⅤを除く期間は 11 年２カ月－５年＝**６年２カ月**

例３）社会福祉士の資格があり、老健施設（介護老人保健施設（Ⅲ））で相談員として４年働き、地域包括支援センター（Ⅲ）で相談員として２年働き、放課後等デイサービス（障害児通所支援事業（Ⅱ－②））の児童指導員に転職して、３年４ヶ月が経つ。
→⑧の実務経験に該当　４年＋２年＋３年４カ月＝**９年４カ月**（国家資格活用は６年）
うちⅢ、Ⅴを除く期間は９年４カ月－４年－２年＝**３年４カ月**

実務経験を満たしていることは配置の要件ではありますが、申込時に実務経験証明書の提出

は不要です。また、要件についての問い合わせは募集要領の２～３ページに掲載した行政の各担当となります。当法人に問合せをされてもお答えできませんので、ご注意ください。
なお、研修申込の際の実務経験の内容や期間は受講希望者多数の場合の選考の優先順位の参考とします。

（６）受講に対する必要な配慮

希望される内容がある方はご記入ください。申し込み後に詳細について直接確認をとらせていただくことがあります。また、ご希望に十分対応できない場合もありますので、ご了承ください。

（７）受講の必要性等★

受講が必要な特段の理由がある場合は、その他の欄に「受講が必要な具体的な理由」にお書きください。

・「４．過去に相談支援従事者研修を受講している場合」
募集要領７にあるとおり、同等の研修を受講済みの場合は本研修を受講する必要がありませんので、申込者の相談支援従事者研修の受講状況（修了証書に記載の研修名）を記入してください。

・「５．同一事業所から複数申し込みする場合の優先順位」は、申込多数の場合、同一事業所からの受講人数を調整しますので、事業所内の優先順位を記入してください。

（８）所属長の推薦

本研修は原則として個人からの申し込みを受け付けておりません。必ず、事業所を運営する法人の責任者からの依頼としての申し込みとなりますので、所属長の推薦を確認してください。

（９）送信内容のチェック

もう一度、記入したすべての項目をチェックし、★の必須事項が書かれているか確認してから送信してください。必須事項の記載がない場合、送信完了になりませんので、ご注意ください。
送信が完了すると、入力したアドレス宛に回答内容が送信されます。メールが届かない場合は送信できていない可能性があります。

※提出いただく申込み内容に虚偽の内容が発覚した場合は、受講決定した場合においても、受講の受付及び受講決定を取り消す場合がありますのでご留意願います。

※記載いただいた個人情報は、研修事業所指定先である北海道と共有のうえ、本研修の申込み事務、受講者の選定、研修の運営のため利用します。それ以外の目的で本人の了承なく個人情報を利用及び第三者に開示することはありません。また、この申込みにより、これらの目的のための個人情報の利用について申込者から合意があったものとみなします。